

平成25年度前橋家庭裁判所の裁判官の配置，裁判事務の分配等の定め

制定 平成24年12月 7日
一部改正 平成24年12月26日
一部改正 平成25年 1月16日
一部改正 平成25年 2月24日
全部改正 平成25年 3月 6日

前 橋 家 庭 裁 判 所

前橋家庭裁判所における平成25年度の裁判官の配置，裁判事務の分配，裁判事務の代理順序及び開廷日割並びに司法行政事務の代理順序を次のように定める。

第1 裁判官の配置，裁判事務の分配及び裁判事務の代理順序

1 本庁

(1) 裁判官の配置

判事（所長）	小 坂 敏 幸
判事	今 井 攻
（特）判事補	橋 本 悠 子
判事補	田郷岡 正 哲

(2) 裁判事務の分配

事 務	分 配 率	担 当 裁 判 官
合議事件	全 部	裁判長 小 坂 敏 幸 今 井 攻 橋 本 悠 子 田郷岡 正 哲
人事訴訟事件及び人事訴訟 に関連する損害賠償に関する 訴訟事件 民事通常事件（請求異議事件 等）	全 部	橋 本 悠 子

人事訴訟事件等に関する本 案前の保全命令事件及び共 助事件 訴え提起前の証拠保全事件 及び証拠収集の処分	全 部	田郷岡 正 哲
保全異議，取消事件	2 分の 1 2 分の 1	今 井 攻 橋 本 悠 子
家事調停事件（遺産分割事件 を除く。）	8 分の 1 8 分の 4 8 分の 2 8 分の 1	小 坂 敏 幸 今 井 攻 橋 本 悠 子 田郷岡 正 哲
家事調停事件（遺産分割事件 ）	8 分の 1 8 分の 2 8 分の 1 8 分の 4	小 坂 敏 幸 今 井 攻 橋 本 悠 子 田郷岡 正 哲
家事事件手続法別表第二の 審判事件（調停が不成立とな った場合を除く。）	5 分の 1 5 分の 2 5 分の 2	小 坂 敏 幸 今 井 攻 橋 本 悠 子
家事事件手続法別表第一の 審判事件（財産管理事件・後 見監督事件を除く。）	4 分の 1 4 分の 2 4 分の 1	小 坂 敏 幸 今 井 攻 橋 本 悠 子
家事事件手続法別表第一の 審判事件（財産管理事件及 び後見監督事件）	3 分の 1 3 分の 2	小 坂 敏 幸 今 井 攻
家事共助事件	2 分の 1 2 分の 1	今 井 攻 橋 本 悠 子

児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件	5分の1 (水) 5分の4 (月, 火, 木, 金)	橋 本 悠 子 田郷岡 正 哲
少年保護事件（交通事件を除く。）		
身柄事件	全 部	田郷岡 正 哲
在宅事件及び少年雑事件	10分の3	小 坂 敏 幸
	10分の2	今 井 攻
	10分の5	田郷岡 正 哲
少年保護事件のうち交通事件		
身柄事件	全 部	田郷岡 正 哲
在宅事件及び少年雑事件	10分の3	小 坂 敏 幸
	10分の2	今 井 攻
	10分の5	田郷岡 正 哲
田郷岡正哲裁判官担当の少年保護事件のうち少年法第20条事件	全 部	今 井 攻
観護措置事件	5分の1 (水) 5分の4 (月, 火, 木, 金)	橋 本 悠 子 田郷岡 正 哲

ア 担当裁判官に対する事件の配付は、分配率に従い受理の順序による。ただし、関連する事件は、必要に応じ、先に配付を受けた裁判官が担当する。

なお、遺産分割事件につき、二重に申立てがされた場合及び寄与分に関する処分の申立てがされた場合は、分配率による配付とは別に、最初の遺産分割事件の配付を受けた裁判官が担当する。

イ 中之条出張所で処理する家事審判事件及び家事調停事件は、すべて今井攻裁判官に配付し、その配付事件数を家事審判事件分配率及び家事調停事件分

配率の各内数として調整する。

ウ 合議事件とは、裁判官、参与員、家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥事件、裁判官及び参与員の忌避事件、準抗告事件、観護措置決定及び観護措置更新決定に対する異議事件その他の法定合議事件（桐生支部、太田支部、沼田支部のこれらの事件及び高崎支部のこれらの事件で同支部で処理することに支障がある事件を含む。）並びに裁定合議事件（本庁及び高崎支部が合議体で取り扱った人事訴訟事件の差戻事件を含む。）をいう。

エ 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は、当該人事訴訟事件の配付を受けた裁判官が担当する。

オ 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件、保全異議・取消事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

カ 審判前の保全処分事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

キ 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。ただし、田郷岡正哲裁判官が担当する家事事件手続法別表第二の調停事件が不成立となった場合及び小坂敏幸裁判官が担当する同法別表第二の調停事件のうち遺産分割事件が不成立となった場合は、今井攻裁判官及び橋本悠子裁判官が各2分の1ずつこれを担当する。

ク 沼田支部が管轄する児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件は、本庁において取り扱う。

ケ 交通事件とは、道路交通法違反保護事件、道路運送車両法違反保護事件、自動車損害賠償保障法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

コ 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は、所長を除く前橋家庭裁判所本庁に補された裁判官の中から、所長が毎月あらかじめ定める当番順序により担当する。

サ 差戻事件は、原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

シ 各事件に関する付随事件は、当該基本事件を担当した裁判官が担当する。

(3) 裁判事務の代理順序

ア 合議体

合議事件を担当すべき裁判官に差し支えがあつて合議体を構成することができないときは、所長が本庁、支部の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

合議体の裁判長に差し支えがあるときは、今井攻裁判官がこれを代理し、同裁判官に差し支えがあるときは、合議体を構成する裁判官中の司法修習の期の順序（同期の場合は着任順、なお着任が同時期の場合は五十音順）でこれを代理する。

イ 単独体

担当裁判官に差し支えがあるときは、所長が指名する本庁の裁判官がこれを代理し、その代理ができないときは、所長が指名する裁判官がこれを代理する。

2 前橋家庭裁判所高崎支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長）	川 口 代志子
判事	田 島 清 茂
判事	神 田 温 子
（特）判事補	村 岡 聖 子
（特）判事補	猪 坂 剛
判事補	中 村 亜希子

(2) 裁判事務の分配

事 務	分 配 率	担 当 裁 判 官
-----	-------	-----------

合議事件	全 部	裁判長 川 口 代 志 子 神 田 温 子 村 岡 聖 子 猪 坂 剛
人事訴訟事件及び人事訴訟 に関連する損害賠償に関する 訴訟事件 民事通常事件（請求異議事件 等）	20分の4 20分の5 20分の6 20分の5	川 口 代 志 子 神 田 温 子 村 岡 聖 子 猪 坂 剛
人事訴訟事件等に関する本 案前の保全命令事件及び共 助事件 訴え提起前の証拠保全事件 及び証拠収集の処分	全 部	中 村 亜希子
保全異議，取消事件	2分の1 2分の1	神 田 温 子 村 岡 聖 子
家事事件手続法別表第二の 審判事件及び家事調停事件	3分の1 3分の1 3分の1	川 口 代 志 子 田 島 清 茂 神 田 温 子
家事事件手続法別表第一の 審判事件	4分の1 4分の2 4分の1	川 口 代 志 子 田 島 清 茂 神 田 温 子
家事共助事件	2分の1 2分の1	神 田 温 子 村 岡 聖 子
児童虐待防止法による臨検 等の許可状の請求事件	全 部	中 村 亜希子
少年保護事件		

身柄事件	5 分の 4 5 分の 1	田 島 清 茂 中 村 亜希子
交通事件を除く在宅事件	5 分の 4 5 分の 1	田 島 清 茂 中 村 亜希子
交通事件のうち在宅事件	全 部	中 村 亜希子
少年雑事件	全 部	中 村 亜希子
田島清茂裁判官及び中村亜希子裁判官担当の少年保護事件のうち少年法第 20 条事件	全 部	猪 坂 剛
観護措置事件	全 部	中 村 亜希子

ア 担当裁判官に対する事件の配付は、分配率に従い受理の順序による。ただし、関連する事件は、必要に応じ、先に配付を受けた裁判官が担当する。

イ 合議事件とは、裁判官、参与員、家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥事件、裁判官及び参与員の忌避事件、準抗告事件、観護措置決定及び観護措置更新決定に対する異議事件その他の法定合議事件（高崎支部で処理することに支障がある事件を除く。）並びに裁定合議事件をいう。

ウ 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は、当該人事訴訟事件の配付を受けた裁判官が担当する。

エ 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件、保全異議・取消事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

オ 審判前の保全処分事件は、当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

カ 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は、当該調停事件を担当した裁判官が担当する。

キ 交通事件とは、自動車運転過失致死傷等保護事件、道路交通法違反保護

事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件をいう。

ク 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は、支部長が毎月あらかじめ定める当番順序により担当する。

ケ 差戻事件は、原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

コ 各事件に関する付随事件は、当該基本事件を担当した裁判官が担当する。

(3) 裁判事務の代理順序

ア 合議体

合議事件を担当すべき裁判官に差し支えがあつて、合議体を構成することができないときは、支部長が高崎支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

合議体の裁判長に差し支えがあるときは、合議体を構成する裁判官の中から支部長が指名する裁判官がこれを代理する。

イ 単独体

担当裁判官に差し支えがあるときは、支部長が高崎支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

3 前橋家庭裁判所桐生支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 島 田 尚 登

(2) 裁判事務の代理順序

島田尚登裁判官に差し支えがあるときは、所長が太田支部、本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

4 前橋家庭裁判所太田支部

(1) 裁判官の配置

判事（支部長） 熊 谷 光 喜
(特) 判事補 伏 見 英

(特) 判事補

相 澤 千 尋

(2) 裁判事務の分配

事 務	分 配 率	担 当 裁 判 官
人事訴訟事件及び人事訴訟 に関連する損害賠償に関する 訴訟事件 民事通常事件(請求異議事件 等)	2分の1 2分の1	熊 谷 光 喜 相 澤 千 尋
人事訴訟事件等に関する本 案前の保全命令事件及び共 助事件	全 部	熊 谷 光 喜
訴え提起前の証拠保全事件 及び証拠収集の処分	全 部	相 澤 千 尋
保全異議, 取消事件	全 部	熊 谷 光 喜
家事調停及び家事事件手続 法別表第二の審判事件	5分の3 5分の2	熊 谷 光 喜 相 澤 千 尋
家事事件手続法別表第一の 審判事件	全 部	伏 見 英
家事共助事件	全 部	熊 谷 光 喜
児童虐待防止法による臨検 等の許可状の請求事件	全 部	伏 見 英
少年保護事件のうち身柄事 件	5分の4 5分の1	伏 見 英 相 澤 千 尋
少年保護事件のうち在宅事 件及び少年雑事件	全 部	伏 見 英

観護措置事件	5 分の 4	伏 見 英
	5 分の 1	相 澤 千 尋

ア 担当裁判官に対する事件の配付は，分配率に従い受理の順序による。ただし，関連する事件は，必要に応じ，先に配付を受けた裁判官が担当する。

また，家事事件手続法別表第二の調停事件のうち遺産分割調停事件の配付は，その他の調停事件とは別に分配率に従い配付する。

イ 人事訴訟事件のうち職権付調停事件は，当該人事訴訟事件の配付を受けた裁判官が担当する。

ウ 人事訴訟事件等に関する本案事件受理後の保全命令事件，保全異議・取消事件は，当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

エ 審判前の保全処分事件は，当該本案事件の配付を受けた裁判官が担当する。

オ 調停が不成立となった場合の家事事件手続法別表第二の審判事件は，当該調停事件を担当した裁判官が担当する。

カ 執務時間外における観護措置事件その他の急を要する少年保護事件は，支部長が毎月あらかじめ定める当番順序により担当する。

キ 差戻事件は，原審の担当裁判官以外の裁判官に配付する。

ク 各事件に関する付随事件は，当該基本事件を担当した裁判官が担当する。

(3) 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えがあるときは，支部長が太田支部，桐生支部，本庁の順序で指名する裁判官がこれを代理する。

5 前橋家庭裁判所沼田支部

(1) 裁判官の配置

(特) 判事補 都 野 道 紀

(2) 裁判事務の代理順序

都野道紀裁判官に差し支えがあるときは，所長が本庁，高崎支部の順序で

指名する裁判官がこれを代理する。

6 その他

前橋地方裁判所（支部を含む。）に係属する民事訴訟事件中家事調停事件の対象となり得る事件について、当該事件の担当裁判官が前橋家庭裁判所（支部を含む。）の裁判官を兼務しているときは、この定めにかかわらず、その裁判官が職権で家事調停に付し、これを処理することができる。

第2 開廷日割

1 本庁

	月	火	水	木	金
小 坂	少年審判	少年審判	家事審判	家事審判	家事調停
今 井	家事審判 少年審判	家事調停	人事訴訟 家事審判	家事調停	家事審判 少年審判 中之条 (月1回)
橋 本	家事調停	家事審判	家事審判 観護措置 臨検等許可	人事訴訟	家事調停
田郷岡	少年審判 観護措置 臨検等許可	少年審判 観護措置 臨検等許可	家事調停 少年審判	家事調停 少年審判 観護措置 臨検等許可	少年審判 観護措置 臨検等許可

合議事件は、随時開廷する。

2 前橋家庭裁判所高崎支部

	月	火	水	木	金
--	---	---	---	---	---

川 口	家事審判 家事調停	人事訴訟			
田 島		少年審判	少年審判（第 2，第4）	家事審判 家事調停 少年審判	
神 田		家事審判 家事調停	人事訴訟		
村 岡	人事訴訟				
猪 坂		人事訴訟			
中 村	観護措置 臨検等許可	少年審判 観護措置 臨検等許可	少年審判 観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可	観護措置 臨検等許可

合議事件は，随時開廷する。

3 前橋家庭裁判所桐生支部

	月	火	水	木	金
島 田		人事訴訟	家事審判 家事調停	人事訴訟	第1，第3，第5 家事審判 家事調停

4 前橋家庭裁判所太田支部

	月	火	水	木	金
熊 谷	人事訴訟 第2，第4 午後 家事調停 家事審判	家事審判 家事調停	人事訴訟	家事審判 家事調停	

伏 見	少年審判		少年審判 家事審判	少年審判 家事審判	第 2, 第 4 少年交通集団審判
相 澤	第 2, 第 4 午後 家事調停 家事審判	家事審判 家事調停	人事訴訟	家事審判 家事調停	人事訴訟

観護措置は、担当裁判官が随時行う。

5 前橋家庭裁判所沼田支部

	月	火	水	木	金
都 野	人事訴訟 家事審判 家事調停	人事訴訟 家事審判 家事調停			

第 3 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、その事務を今井攻裁判官が代理する。

なお差し支えがあるときは、その事務を本庁の裁判官が司法修習の期の順序で代理する。

- 2 高崎支部及び太田支部の各支部長に差し支えがあるときは、その事務を第 1 の 2 と 4 の各(1)「裁判官の配置」欄に記載した裁判官（未特例判事補を除く。）がその順序により代理する。

なお差し支えがあるときは、その事務を所長が指名する裁判官が代理する。

- 3 桐生支部の支部長及び沼田支部の司法行政事務を担当する裁判官に差し支えがあるときは、その事務を所長が指名する裁判官が代理する。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 1 月 1 6 日から実施する。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 2 月 2 4 日から実施する。

附 則

この定めは、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。